

健健発0420第1号
健感発0420第4号
基安労発0420第1号
保保発0420第1号
保国発0420第3号
令和4年4月20日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）長
民生主管部（局）長 御中

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

風しんの追加的対策の実施率の向上策について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「風しんの追加的対策の実施率の向上策について（協力依頼）」（令和2年1月30日付け健健発0130第7号・健感発0130第7号・基安労発0130第2号・保保発0130号第3号・保国発0130号第2号厚生

労働省健康局健康課長・結核感染症課長・労働基準局安全衛生部労働衛生課長・保険局保険課長・保険局国民健康保険課長通知)により、これまで御協力をいただいているところです。

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げていたところ、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会(令和3年12月17日開催)において、「風しんの追加的対策」の目標の期限を令和7年3月末まで延長、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり定めたところです。

つきましては、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、各事業場において従業員のうち対象者について風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、下記のとおり、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)において御対応いただきたい事項を改めてまとめましたので、関係者等と連携の上、令和7年3月末を期限として御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 大企業(大規模事業場)向けの対応

別紙2のとおり、大企業の従業員の対象者に対して風しんの抗体検査の機会を提供すること等について、厚生労働省から日本経済団体連合会に協力を依頼しました。

<依頼内容の概要>

- ① 健診の機会に併せて抗体検査を実施すること、又は、集団の抗体検査を実施すること。
- ② 風しんの抗体検査を実施するために、都道府県の担当部局から個別の支援等を希望する場合には、従業員数等を厚生労働省に連絡すること。
(連絡先：<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin07>)

依頼内容の②によって収集した、個別の支援等を希望する事業場の情報を都道府県に提供するので、事業場と連携して、風しん対策の実現に向けた支援を行うこと。

事業場が集中している東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府(以下「4都府県」という。)については、特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、大阪市及び堺市(以下「特別区等」という。)に情報提供するので、特別区等

で対応するものとし、必要に応じて4都府県と連携して事業場に対する支援を行うこと。

2. 中小企業向けの対応

別紙3のとおり、中小企業の従業員の対象者に対して風しんの抗体検査の機会を提供すること等について、厚生労働省から全国健康保険協会（協会けんぽ）に協力を依頼しました。

<依頼内容の概要>

- ① 「生活習慣病予防健診」の健診実施機関（全国に約3,400）に対して、
 - ・風しんの集合契約に加入すること
 - ・生活習慣病予防健診（定期健診を含む。）の受診案内を送付する際に、風しんの抗体検査の案内や予診票を併せて送付することを依頼すること。
- ② 可能な限り多くの事業所を通じて、対象者に対し風しんの抗体検査の受診等呼びかけること。

「生活習慣病予防健診」の健診実施機関（全国に約3,400）の内、風しんの集合契約に未加入の健診実施機関については、都道府県（4都府県は特別区等を含む。）に当該事業所リストを提供するので、契約加入を徹底するよう努めること。

生活習慣病予防健診の健診実施機関から風しんの抗体検査の案内や予診票を送付することについては、厚生労働省から健診実施機関リストを都道府県（4都府県は特別区等を含む。）に提供するので、貴管内の市町村に共有し、市町村は実施機関に徹底した対応を求めること。

また、協会けんぽの支部と連携して、可能な限り多くの事業所を通じて、対象者に対し風しんの抗体検査の受検等呼びかけること。

3. 自営業の方等向けの対応

別紙4のとおり、自営業者等に対して風しんの抗体検査の機会を提供すること等について、厚生労働省から都道府県及び市町村宛に協力を依頼しました。

<依頼内容の概要>

- ① 都道府県の国保部局と衛生部局が連携して「特定健康診査」の委託先の医療機関に対して、風しんの集合契約の加入を徹底するよう努めること

- ② 市町村が実施する特定健康診査の機会に併せて抗体検査を実施すること
- ③ 特定健康診査の受診者に対して、風しんの抗体検査の案内や予診票を送付すること
- ④ 特定健康診査と風しんの抗体検査を同時に実施するための取組状況を報告すること

4. 公務員向けの対応

別紙5のとおり、地方公務員に対して風しんの抗体検査の実施を徹底することについて、厚生労働省から全自治体宛に協力を依頼しました。

<依頼内容の概要>

- ① 風しん対策の担当責任者を決定すること
- ② 幹部会議等で対策を周知すること
- ③ 健診の機会に併せて抗体検査を実施すること、又は、集団の抗体検査を実施すること
- ④ 自治体での風しん対策の実施状況を報告すること

5. その他

(1) 別紙6のとおり、健診団体に対して、風しんの集合契約の加入の徹底や、健診の受診者に風しんの案内や予診票を送付することを徹底することを依頼しました。

(2) 上記の分類にかかわらず、風しん対策の実施率の向上には、広報等を充実させ、認知度を向上させることも重要であるため、都道府県及び市町村においても、広報の更なる充実に努めること。別紙7のポスターを活用して周知し、当該検査の受検を呼びかけていただきたい。

- ※ なお、クーポン券は、令和元年度から令和3年度の間にはクーポン券を使用しなかった対象者に対し、令和4年4月以降、市町村から一斉に配布されます。なお、一部の自治体については、新たにクーポン券を配布せず、配布済みのクーポン券の期限延長（紛失等で手元がない場合は再発行）による対応となる予定です。
- ※ 風しんの集合契約に未加入の健診実施機関に対し、厚生労働省から加入を依頼する予定ですので、ご理解とご協力のほどお願いします。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 日本経済団体連合会宛通知（協力依頼）
- ・別紙3 全国健康保険協会宛通知（協力依頼）
- ・別紙4 衛生・民生主管部（局）宛通知（協力依頼）
- ・別紙5 総務省宛通知（協力依頼）
- ・別紙6 健診団体宛通知（協力依頼）
- ・別紙7 ポスター
- ・参考1 企業等における風しん対策の先進事例の御紹介
- ・参考2 風しんから社員とお客様を守るために（事業場向け説明資料）

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00006.html

【お問い合わせ先】厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線 2097 又は 2923）